

アレルギー物質を含む食品の検査結果

アレルギー物質を含む食品による健康被害が多く見られることから、平成13年4月、アレルギー物質(特定原材料)を含む食品に表示が義務付けられました。現在、特定原材料として卵、乳、小麦、そば、落花生の5品目が指定されています。19年度は6月に、食品専門監視班が主に卵や乳によるアレルギーがある人のために製造された食品を市内の小売店から収去及び通信販売で買上し、当所にて「卵」及び「乳」を検査しました。また、9月に、食品専門監視班及び区福祉保健センターが市内の小売店から収去した小麦アレルギー対応食品について、「小麦」を検査しました。その検査結果を報告します。

1 「卵」及び「乳」の検査

「卵」及び「乳」の検査には、主に卵または乳不使用等の表示のある食品が16検体搬入されました。その内訳として、「卵」の検査は、クッキーやせんべい等の菓子、パン、雑炊及びカレーのレトルト食品等について合計9検体、「乳」の検査は、菓子、レトルト食品等合計7検体を行いました。

検査方法は厚生労働省通知に準拠し、「卵」、「乳」ともにそれぞれ2種類のキットを用いてELISA法によるスクリーニング試験を行いました。

検査結果はいずれも陰性(10ppm未満)でした(表1、2)。今回検査したアレルギー対策向けの食品は、いずれも適正に製造及び表示がされていたものと考えられます。

表1 「卵」の検査結果 (スクリーニング試験)

食品	検体数	陽性数
菓子(クッキー、せんべい等)	3	0
パン	2	0
レトルト食品	2	0
調味料(ドレッシング)	1	0
かまぼこ	1	0
合計	9	0

表2 「乳」の検査結果 (スクリーニング試験)

食品	検体数	陽性数
菓子(クッキー、せんべい等)	3	0
レトルト食品	2	0
調味料(ソース)	1	0
かまぼこ	1	0
合計	7	0

2 「小麦」の検査

「小麦」の検査は、主に小麦不使用等の表示のある食品を計32検体検査しました。

検査方法は厚生労働省通知に準拠し、はじめに小麦の2種類のキットを用いてELISA法によるスクリーニング試験を行い、次に陽性(10ppm以上)となったものは、PCRを用いて確認試験を行いました(詳しくは2003年7月号のアレルギー物質を含む食品の検査(その1)を参照ください)。

「小麦」のスクリーニング試験結果は、3検体(十割そば1、あわ麺1、米麺1)が陽性で、それ以外はすべて陰性(10ppm未満)でした(表3)。

表3 「小麦」の検査結果（スクリーニング試験）

食品	検体数	陽性数
菓子(クッキー、せんべい等)	11	0
めん(十割そば ^{*1} 、あわ麺、米麺等)	9	3
レトルト食品	4	0
調味料(しょうゆ、みそ等)	3	0
パン	2	0
ベビーフード	2	0
米粉	1	0
合計	32	3

スクリーニング試験が陽性となった3検体についてPCRによる確認試験を行ったところ、十割そば1検体が陽性、あわ麺1及び米麺1検体の2検体が陰性でした。このようなスクリーニング試験と確認試験の結果の差異としては、感度や試験法の対象測定物質の違いなどが考えられます。

なお、スクリーニング試験陽性の3検体について、健康福祉局を通じて製造所を管轄する自治体に対し、小麦使用の有無及び製造工程における小麦のコンタミネーションの可能性等を照会しました。調査の結果、十割そば及び米麺は、原材料の使用ではなく、製造工程中のコンタミネーションによるものと推定されました。また、あわ麺については、原材料由来の偽陽性^{*2}の可能性が高いと考えられました。

^{*1} 十割(とわり、じゅうわり)そば…別名、生そば(きそば)。小麦粉は用いず、そば粉のみで作られるそばのこと。

^{*2} 偽陽性…スクリーニング試験に用いた小麦キットは、小麦以外にも穀類(あわ、ひえ等)で交差性があり、数ppm～十数ppmの数値を示す場合があります。

【 食品添加物担当 】